

受講生追加募集！

ネイリスト（ジェルネイリスト）養成コース

ネイリスト育成科

就職に役立つ技術を身につけネイル業界で活用しよう！



9月20日開校

ご応募はお早めに！

▶ 30名限定！！

受講料無料

使用する教材はプロも愛用する一級の素材です。更に初心者でも安心して学べるオリジナル教材もご用意しております。

教材代:16,000円



訓練期間中は月額
12万円又は10万円の
訓練・生活支援給付金が
国から支給されます。

※支給要件を満たした場合

Point1

スキル習得

基礎から学べますので未経験の方でも安心して受講できます。また就職に有利なJNE2・3級、JNAジェルネイル初級資格取得を予定しております。

Point2

訓練期間

3ヶ月間の短期集中訓練ですので忙しくても安心して学ぶことができます。余裕を持った就職活動が可能です。

Point3

環境の整った教室

授業に集中できるシンプルで広々とした教室です。電子レンジや冷蔵庫なども完備しています。

Point4

現場のプロから学べる

第一線で活躍しているスペシャリストがノウハウや技術など丁寧に直接指導いたします。受講終了後のアフターフォローもバッチリです。



説明会もありますのでお気軽にお問い合わせ下さい。

ネイリスト育成科

緊急人材育成支援事業（基金訓練） 訓練番号:23-13-03-19-1199
就職に役立つ技術を身につけネイル業界で活用しよう!

30名限定!! 受講生追加募集!!

訓練期間	平成23年9月20日～平成23年12月19日	受講日	土日祝除く、月～金曜日
訓練時間	15:30～21:00	定員	30名
訓練目標	基礎実技を習得しネイリスト及びネイリストアシスタント、ジェルネイルリストとして広く社会で活躍できる資格取得や技術を身につけて頂きます。		
修了後に取得できる資格	JNEネイリスト2・3級、JNAジェルネイル初級が受験可能		
修了後に就業できる職種	ネイルサロン、エステサロン、美容院、その他美容業界		
訓練対象者の条件	経験問わず、ネイルの資格・技術を身につけ美容業界へ就職を目指している方。		
主なカリキュラム内容	基礎理論	衛生と消毒、爪の構造、皮膚科学、テーブルセッティング、消毒管理	
	JNE2・3級対応	ファイリングケア実技・カラーリング実技・チップラップ実技	
	JNAジェルネイル初級対応	ジェルネイルケア実技・カラーリング実技	
申込方法	最寄りのハローワークにて受講申込を行った後、訓練機関に電話を必ずし、訓練機関の指示を受けること。		
受講要件	公共職業安定所に求職申し込みされている下記のいずれかの方で訓練受講にあたっては公共職業安定所長の受講指示または受講推薦が必要です。		
	●雇用保険を受給できない方…（非正規労働者、長期失業者など）諸条件を満たす方には、訓練期間中の生活保障がございます。		
	訓練を受講する主たる生計者のうち、一定の要件を満たす方に対して、 訓練期間中の生活費が給付されます。（単身者：月10万円、扶養家族を有する者：月12万円）		
●雇用保険受給者であっても、ハローワークが認める方…（雇用保険期間は延長されません）※受講の可否については、必ずハローワークで確認してください。			

訓練期間 平成23年9月20日～平成23年12月19日 15:30～21:00

追加募集期間
8月30日～9月5日

選考日
9月7日

選考結果通知日
9月8日

訓練中は
月額12万円又は10万円
の訓練・生活支援給付金（※）
が国から支給されます。※支給要件を満たした場合

ネイリスト育成科担当講師

ほそや まいこ
細谷 舞子

ネイルサロン主宰

講座内容

ネイルの基礎理論やビジネス・接客マナーなどの基本的な知識を習得からスタートし、さらに重要なネイル技術を実技訓練で身につけて、最終的には需要が高まる美容業界での就職で活かせる訓練を行い、JNA各種の資格取得を目指します。

H23.
8/30

追加募集受付



H23.
9/5

追加募集締切

H23.
9/7

選考日

H23.
9/8

選考結果通知日

H23.
9/20

訓練スタート

H23.
12/19

訓練終了

就職!

訓練・生活支援給付金について

職業訓練を受講する間、生活支援給付金が支給されます。

■扶養者のいる方…

12万円

■上記以外の方…

10万円

訓練・生活支援給付金の資格要件

以下のすべてに該当する方が訓練・生活支援給付金の支給対象となります。

- ①ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方
- ②雇用保険の求職給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- ③世帯の主たる生計者である方（申請時点の前年の状況によります）
- ④申請時点で年収見込みが200万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下の方
- ⑤世帯全体で保有する金融資産が800万円以下である方
- ⑥現在住んでいる以外に土地・建物を所有していない方
- ⑦過去3年間に不正行為により、国の給付金の支給を受けていない方
- ⑧国及び地方公共団体等の類似の給付・貸付を利用していない方

※遅刻・欠席・早退等で訓練への出席率が毎月8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。※一定の要件を満たした方に支給されます。

※選考の結果、合格された方は、現在の住所または居住を管轄するハローワークにて受講勧奨、訓練・生活支援給付金を希望される方は受給資格認定申請書の提出をお願いします。

※年収要件では、前月に高い収入があっても、その後離職などによって年収見込み200万円以下になるようであれば認められることがあります。

※世帯の年収は、本人以外が受給している年金の額を除いて300万円以下であれば認められます。

※主たる生計者・年収の要件が一応緩和されておりますので、詳細は、お近くのハローワークまでお問い合わせください。

お申込み手続き

ハローワークにて
受講申込書の交付を受けてください。
基金訓練番号23-13-03-19-1199を
お伝えいただくとスムーズに手続き可能です。

必要事項をご記入の上、受講申込書
(写真3cm×4cmを貼る)を
当社へ郵送またはご持参下さい。



株式会社ケアリッチ キャリアカレッジ

お申込み、お問い合わせは下記お電話番号までお気軽に！ 受付時間/9:00～18:00

http://www.carerich.co.jp/

ケアリッチ

検索

〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-6-12 宮城ビル2F

TEL.0120-700-699

